

## コラム

### 1. ロータリーにおける「社会奉仕」の意味

- ロータリーで使われる「社会奉仕 (Community Service)」という言葉は、
- 1927 年以前なら、「一般社会全体への奉仕 (広義の社会奉仕)」という意味
  - 1927 年以降なら、「地域社会奉仕 (狭義の社会奉仕)」という意味

ロータリーの歴史に詳しい方なら、上記の内容は既にご存知と思います。ここでは先ず、「なぜ、1927 年なのか?」、「1927 年には何があったのか?」という点から説明します。

実は、1927 年はオステンド国際大会 (ベルギー) があり、そこで「目標設定計画 (The Aims and Objects Plan) に基づく四大奉仕の分割」が採択されました。そして、その 1927 年までロータリーの基本理念であった「一般奉仕概念」が、

#### 4つの部門 (The Four Avenues of Service)

- ・クラブ奉仕 (Club Service)
- ・職業奉仕 (Vocational Service)
- ・社会奉仕 (Community Service) = 「地域社会奉仕 (狭義の社会奉仕)」
- ・国際奉仕 (International Service)

に分けられたのです。

では、1927 年までロータリーの基本理念であったとされる「一般奉仕概念」とは何でしょう? それについては、1923 年に採択された「決議 23-34」の冒頭の文を考えるとよいでしょう。

#### **決議 23-34 (冒頭の文)**

ロータリーにおいて社会奉仕 (Community Service)とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。

*In Rotary, Community Service is to encourage and foster the application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life.*

上記の文を素直に読むと、

「社会奉仕とは、個人生活 (→個人奉仕)、事業生活 (→職業奉仕)、社会生活 (→社会奉仕)??」という奇妙な言い回しになっていることに気づくはずですよ。では、どう理解すればよいのでしょうか?

実は、1927 年以前のロータリーでは、

社会 = 家庭、クラブ、職場、業界、地域社会、州、国など、一般社会全体  
というように考えられていました。したがって、

1927 年以前の「社会奉仕」 = 一般社会全体への奉仕 (広義の社会奉仕)  
ということになります。その「一般社会全体への奉仕 (広義の社会奉仕)」の具体的内容が、

家庭、クラブ、職場、業界、地域社会、州、国など、あらゆる場面や状況での奉仕  
= 個人生活における奉仕、事業生活上の奉仕、社会生活上の奉仕 (決議 23-34)  
となるのです。

なお、「決議 23-34」の冒頭の文は、それが採択される7年前の1916年、Guy Gundakerが著した「A talking knowledge of Rotary」にも、同様な記載があります。以下に、その該当箇所を掲げましたので、特に下線部に留意しながらお読みください。

### ロータリークラブの構成と目的

ロータリークラブは、異なった事業または専門職務から選ばれた者を以て構成され、次に掲げる目的を達成するために組織されたものである。

第1. 会員一人一人の 向上：**省略**

第2. 会員の事業の 向上（現実と理想の双方において 向上）

<現実面>：**省略**

<理想面>

ロータリー活動を通して、事業における高い倫理基準と正しい経営方法が体得できる。そして、個人生活、事業生活、社会生活など全ての場で実践すべき規範・手本でもあり、かつ職業倫理全般にも通じる「奉仕という生き方（ロータリーの理想）」を会員一人一人が学び合い、実践することで、事業が向上・発展する。

第3. 会員の同業者・業界全体の 向上：**省略**

第4. 会員の家庭、町、州、国、ならびに社会全体の 向上

ロータリーの世界は、会員をより良い市民、より良い商工会議所の会員、より良い国民となるように訓練するものである。それによって、市民生活と慈善行為の両面が実りあるものとなり、会員の家庭、町、州、国、ならびに社会全体が向上していく。

1916年「A talking knowledge of Rotary（Guy Gundaker 著）より抜粋

Guy Gundaker が記した上記の内容が、実は「決議 23-34」の冒頭の文の元になっていることにお気づきになられたと思います。Guy Gundaker は 1923-24 年度の R I 会長で、「決議 23-34」が採択された 1923 年 6 月の時点では R I 会長エレクトでした。それだけに、Guy Gundaker の考え方が「決議 23-34」の内容に影響していても、不思議ではないのです。

いずれにしても（重要なので繰り返しますが）、

**社会 = 家庭、クラブ、職場、業界、地域社会、州、国など、一般社会全体**  
という理解のもと、1927 年以前は、

**社会奉仕 = 一般社会全体への奉仕（広義の社会奉仕）**

= 家庭、クラブ、職場、業界、地域社会、州、国など、あらゆる場面や状況での奉仕

= 個人生活における奉仕、事業生活上の奉仕、社会生活上の奉仕（決議 23-34）

= 奉仕そのもの（1927 年までロータリーの基本理念であった「一般奉仕概念」）

というように考えられていたのです。

一言でまとめれば、1927 年以前は、「一般社会全体へ奉仕（広義の社会奉仕）」こそがロータリーの基本理念としての「奉仕（一般奉仕概念）」だったということです。

これに対して、1927年のオステンド国際大会で「四大奉仕の分割」が採択され、前述の通り、ロータリーの基本理念としての「奉仕（一般奉仕概念）」が

- ・クラブ奉仕（Club Service）
- ・職業奉仕（Vocational Service）
- ・社会奉仕（Community Service）＝「地域社会奉仕（狭義の社会奉仕）」
- ・国際奉仕（International Service）

の四つに分けられました。したがって、

1927年以降の「社会奉仕」＝地域社会奉仕（狭義の社会奉仕）  
という意味になったのです。

現在、ロータリーの「社会奉仕」は、「標準ロータリークラブ定款 第6条 五大奉仕部門 第3」で明確に定義されています。それを読むと、「社会奉仕」は「地域社会奉仕（狭義の社会奉仕）」そのものであることが分かります。

#### 標準ロータリークラブ定款 第6条 五大奉仕部門

3. 奉仕の第三部門である社会奉仕は、クラブの所在地域または行政区域内に居住する人々の生活の質を高めるために、時には他と協力しながら、会員が行う様々な取り組みから成るものである。

日本人の感覚では、「社会奉仕」と言えば、もちろん「地域社会奉仕（狭義の社会奉仕）」という意味で理解していると思います。それだけに、ロータリーの歴史を学ぶ時、

「ロータリーの社会奉仕」という言葉は、時代によって意味する内容が異なる  
ということに、くれぐれも注意してください。

### <追記1：職業奉仕と Arthur Frederick Sheldon>



「職業奉仕」と言えば、Arthur Frederick Sheldon の名前を思い出す方は多いでしょう。Sheldon は、主に 1910 年代、ロータリーにおいて「He Profits Most Who Serves Best」という考えを根幹とした独自の奉仕理論を展開しました。実際、ロータリーが「奉仕（Service）」という言葉や概念を採用するようになったのは、彼の功績と言ってよいでしょう。

Sheldon の講演や著書には、「職業は、社会への奉仕である」とか「職業を通じて社会に奉仕する」という表現が出てきます。実は、そこでいう「社会」も「一般社会全体」のことであり、決して「地域社会」ではありません。その証拠に、Sheldon の奉仕理論では、職場（従業員への対応）や業界（同業者や取引先への対応）も、奉仕の対象になっているのです。

なお、Sheldon が活躍していた 1910 年代のロータリーには、「職業奉仕」という言葉はありません。「四大奉仕の分割」が採択され、「職業奉仕」という用語が使われるようになった 1927 年以降、後世のロータリアンが、彼の理論を「職業奉仕」に分類しているだけです。実際、Sheldon 自体は、あくまでロータリーの基本理念としての「奉仕」について論じているのです。

## <追記2：「ロータリーの目的 第3」と「手続要覧」>

実は、前述の「決議 23-34」の冒頭の文は、現在の「ロータリーの目的 第3」に、ほとんどそのまま残っています。以下に掲示しましたので、読み比べてみてください。

### 決議 23-34（冒頭の文）

ロータリーにおいて社会奉仕（Community Service）とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理念を適用することを奨励、育成することである。

*In Rotary, Community Service is to encourage and foster the application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life.*

### ロータリーの目的 第3

ロータリアン一人一人が、個人として、また事業および社会生活において、日々、奉仕の理念を实践すること

*The application of the ideal of service in each Rotarian's personal, business, and community life;*

要するに、

「ロータリーの目的 第3」は、「決議 23-34」の冒頭の文と同様、  
個人生活、事業生活、社会生活を含めた奉仕全体、すなわち

「一般社会全体への奉仕（広義の社会奉仕）」を説明した内容である  
ということです。これも大切なことなので、知っておいて欲しいと思います。

ところが、ロータリー通の先輩諸氏の中には、この「ロータリーの目的 第3」は、ロータリーの「社会奉仕」について説明したものであると考えている方が少なからずいらっしゃいます。しかし、それは明らかに間違いです。ロータリーにおける現在の「社会奉仕」は、標準ロータリークラブ定款 第6条「五大奉仕部門 第3」に記されている「地域社会奉仕（狭義の社会奉仕）」のことだからです。  
(→ P3 参照)

実は、こうした「ロータリーの目的 第3」に対する誤解やトラブルの元凶は、国際ロータリーが3年毎に発行してきた『手続要覧』にあるのです。すなわち、1984年～2001年版の『手続要覧』前半にあった白ページの「第2部プログラム」では、信じられないことに

「ロータリーの目的（綱領）は、

第1＝クラブ奉仕、 第2＝職業奉仕、 第3＝社会奉仕、 第4＝国際奉仕」

と、間違った解説がされていたのです。

さすがに約20年に亘って『手続要覧』に書かれていたのですから、「ロータリーの目的 第3」は「社会奉仕（地域社会奉仕）」のことを説明したものと、今でも信じている方がいたとしても無理はないと思います。

ところが、2004年版の『手続要覧』からは、上記の間違った解説は削除されているのです。削除された理由は諸説あって、正確には分かりません。個人的には、

“1984年～2001年版の『手続要覧』にあった上記の解説は間違っている！”という批判が、ロータリーに精通する諸先輩から集中したからではないかと思いたいです。

ロータリー通の先輩諸氏には、『手続要覧』をロータリーのバイブルであると思っている方が少なくないようです。しかし、2013年の『手続要覧』を見ると、目次の次のページに

「手続要覧の白いページは、

R I 組織規定ならびにロータリー章典を含むR I の方針の非公式な要約である」と記載されていることに留意して欲しいと思います。

(なお、『手続要覧』後半の黄ページには、R I 定款細則等の規定集全文が掲載されてきました。)

すなわち、非公式な要約である以上、注意が必要だということです。例えば、前述の

「ロータリーの目的の第1＝クラブ奉仕、第2＝職業奉仕、第3＝社会奉仕、第4＝国際奉仕」という解説は、一体どの規定や方針の文書を(非公式に?)どのように要約したのか、甚だ疑問です。実際、『手続要覧』前半の白ページには、これ以外にも、恣意的で疑問を感じさせる表現や解説が散見されました。

さて、上述の

「手続要覧の白いページは、

R I 組織規定ならびにロータリー章典を含むR I の方針の非公式な要約である」という記載は、2016年の『手続要覧』ではなくなっています。

理由は、『手続要覧』の白ページには、ロータリー章典から抜粋された「重要事項」だけがそのまま全文掲載されるようになったからでしょう。

考えてみれば、非公式な要約では恣意的な解釈が入り込む余地が拭いきれず、むしろ「重要事項」の全文掲載だけになったことはよかったです。ただ、「重要事項」として何が選択されたかについては、人によって意見が分かれるところでしょう。

なお、2019年の『手続要覧』では、従来は後半の黄ページにあったR I 定款細則等の規定集も含めて、全てが白ページだけとなりました。



いずれにしても、ロータリーで使われる「社会奉仕」という言葉は、

●1927年以前なら、「一般社会全体への奉仕(広義の社会奉仕)」

(家庭、クラブ、職場、業界、地域社会、州、国など、あらゆる場面や状況での奉仕)

●1927年以降なら、「地域社会奉仕(狭義の社会奉仕)」

という意味であるということに、ご留意いただければと存じます。